

サン共同通信

2025年

Topics 注目トピック

- 税制 会社設立の費用面でのメリットとは？ 前編
- 融資 日本政策金融公庫 企業活力強化資金制度とは
- 社保 育児介護休業法改正
- メディア実績

1
月号



2024年度
社員総会の活動ご報告

サン共同税理士グループ
集合写真



「サン共同グループ全社員総会」開催レポート

開催日：2024年12月8日

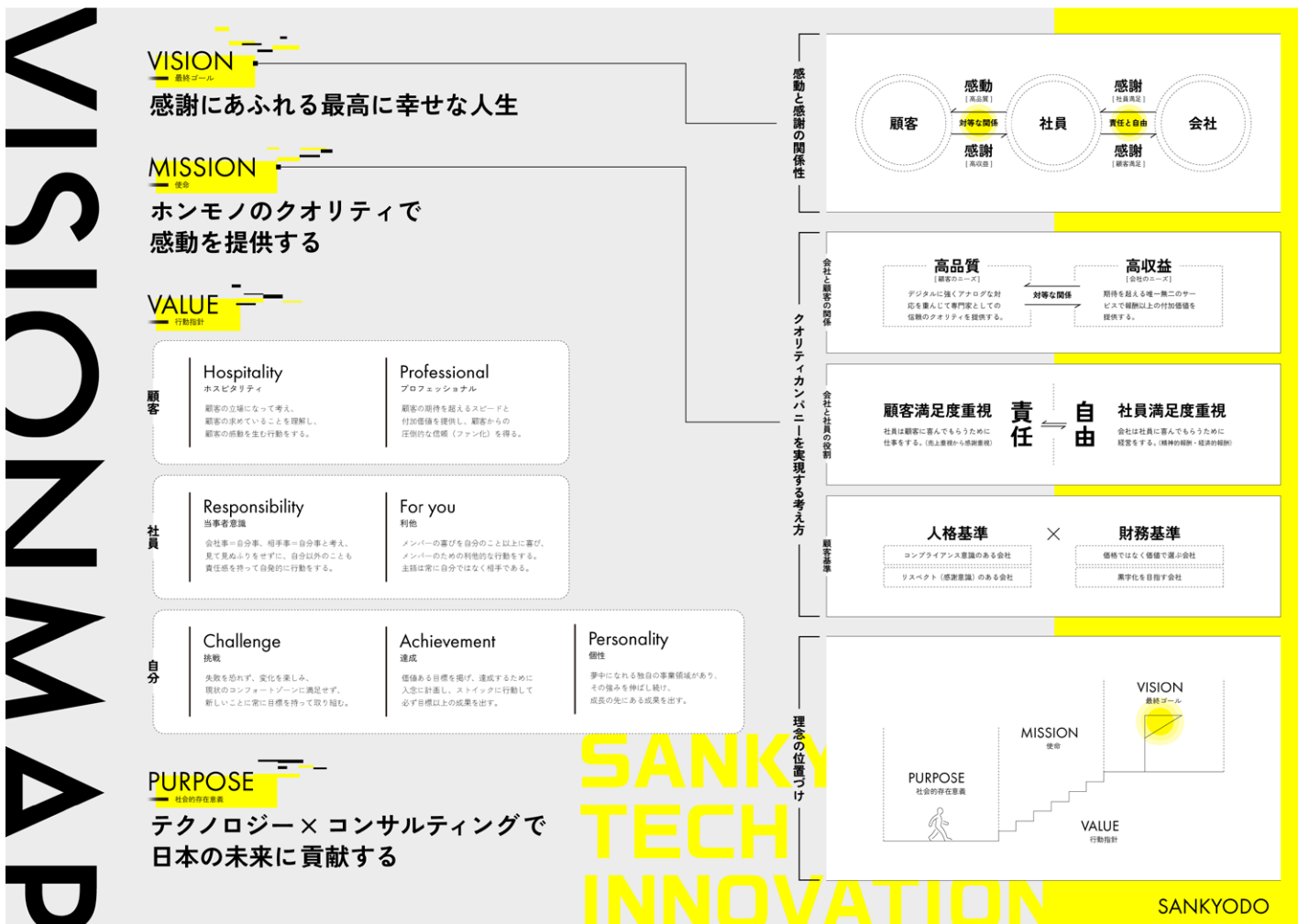
開催場所：マンダリンオリエンタル東京 参加者：約60名

今回の総会は、創業10周年を見据えたテーマ「創業10年目に向け、サン共同グループ始動!～Vision Mapで組織成長を目指す～」のもと開催されました。オープニングでは、COOの笠岡亮介が登壇。「9期目を迎えられたのは、これまでの多くのメンバーの存在があったからこそ。その歩みを尊重し、今ここにいるメンバーで新たな歴史を創り上げていきましょう」と力強いメッセージがありました。



サン共同グループの新たな企業理念発表

2025年の創業10周年に向けて、サン共同グループは企業理念を一新。半年以上にわたり議論を重ね、ブランディング会社の支援を受けながら、グループの **Mission、Vision、Value、Purpose (MVVP)** を再定義しています。この新しいMVVPは「**Vision Map**」という形で総会で全社員に発表されました。



Vision Mapの詳細は[こちら](#)

統括代表の朝倉歩は、サン共同のPurpose (社会的存在意義) として「テクノロジー × コンサルティングで日本の未来に貢献する」と掲げ、これまでも重視してきた「お客様の心を動かすホンモノのクオリティを提供すること」が私たちのMissionであり、クライアントへのサービスをさらに強化していく決意を示しました。

Vision Mapの発表を受け、笠岡からは2027年度末を見据えたサン共同グループの「中期ビジョン」が発表されました。中期ビジョンには、お客様・社員・会社を軸とする目標数値が明記されており、「全社員で目標達成を目指そう」という力強いメッセージが共有されました。

成長戦略と未来への挑戦

CFO/CTOの宮川大介からは、今後強化していくサービス領域と成長戦略が共有されました。宮川は「経営者に最も近い存在である税理士としての責任を果たすためには、お客様の事業を理解し、お客様以上に数字に詳しくなる必要がある」と語り、全員にとっての目指すべき姿を示しました。また、AI時代における社会課題にサン共同がどのように向き合い、強みとするデジタルでどう解決していくのか、組織の成長戦略とその取り組み姿勢についても触れ、多くの職員が熱心に耳を傾ける姿が印象的でした。

「感謝」をテーマにした後半プログラム

総会後半は、例年の研修とは少し違い、Visionに掲げる「感謝にあふれる最高に幸せな人生」を体現する場として、メンバー間で感謝を伝え合う時間としました。

部下から上司へ「いつもご指導いただきありがとうございます」。
他拠点のスタッフ間で「いつも相談に乗ってくれてありがとう」。
上司から部下へ「いつもチームをまとめてくれてありがとう」。

感謝の言葉が飛び交う温かな雰囲気の中、総会は閉会。

その後の懇親会では、マンダリンオリエンタル東京のビュッフェを楽しみながら、サン共同のValueを体現したメンバーのアワード発表も行われました。受賞者が発表されると、驚きや嬉しさで涙ぐむ姿も見られ、みんなが拍手や笑顔で祝福。参加者からは「確かにこの人しかいない」と納得感のある表情が見られました。受賞者の功績が社内のメンバーに広く認識されていることを改めて感じる瞬間であり、受賞を称える拍手も相まって会場全体が感動と温かさに包まれていました。

サン共同グループは、10周年という大きな節目に向けて、新しいVision Mapを掲げ、未来へと歩みを進めていきます。Vision Mapは、私たちの羅針盤。描かれたMission・Vision・Valueは、一人ひとりの行動の指針となり、共に目指すべき方向を示しています。

「テクノロジー×コンサルティング」という強みを武器に、私たちは新しい挑戦に臨みます。それは、目の前の課題解決だけでなく、未来を創り出すこと。お客様と共に成長し、より良い社会を築くための第一歩です。

これからも、皆さまと共に新しい未来を創り上げていけることを心より楽しみにしております。今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。



会社設立の費用面でのメリットとは？ 前編

会社設立を考え始めたときに悩むのが「利益が出るのか？」です。個人事業主のまま問題ないのか、会社設立による費用メリットがあるのか、知識がなければ損をしてしまうかもしれません。

会社設立の前に、理由やビジョンなど、会社を運営するうえで考えるべきことを検討してから決断すると、後悔なく起業ができます。しかし、会社設立は人生を左右する決断なうえに、明確な正解がないため、どちらにすればよいのか迷うのではないのでしょうか。

そこで2025年1月号と2月号で、会社設立を費用面から見たメリット・デメリットと会社設立の前に考えておくべきことを前編と後編に分けてご紹介します。あわせて、会社を設立すると決めた人へ向けた、必要な手続きの解説付きです。ぜひ参考にしてください。

■ 会社設立の前に考えるべきこと

会社設立の前に、考えるべきことが5点あります。

1. 会社設立の必要性
2. 会社を設立して何をするか
3. 会社設立の手続きは誰が行うか
4. 会社の種類を何にするか
5. 資金調達方法

なかでも、会社設立の必要性と会社のビジョンは、設立後に後悔しないために、とても重要です。会社の設立を決めたら、手続きを行う人や会社の種類、資金調達方法について検討します。

本当に会社を設立する必要があるのか？

会社設立の前に、起業する必要があるのか否かを検討する必要があります。加えて、会社を設立する理由を考えておきましょう。なぜなら、会社を設立してから後悔しないためです。会社設立は、メリットだけではありません。収入の保証がないうえに、毎月のように費用が発生し、失敗した場合は自己責任です。

会社設立の理由は、何でも構いません。たとえば、以下のような例があります。

- 自分の資格やスキルを生かしたいから
- ビジネスアイデアが浮かんだから
- 自由に働きたいから
- お金をたくさん稼ぎたいから
- 今の会社の人間関係が辛いから

人によっては、資格やスキルを生かした会社で働けるかもしれません。会社を設立しても、自由に働けない人も多くいます。会社を運営するなかで、辛い状況を想定し、それでも会社を設立したいと思ってから起業すると、後悔なく会社を運営していけるでしょう。

会社を設立して何をするのか？

設立後、事業を運営するために、会社設立の目的を検討する必要があります。目的とは、事業内容を指し、会社を運営するうえで基本規約となる「定款」に必ず記載する事項です。会社設立の目的は、3つの要件を満たさなければなりません。

- 公序良俗や法律に反しないこと
- 誰が見ても理解できる事業目的であること
- 利益につながること

会社設立の目的を考えるときに大切なことは、明確なビジョンを持つことです。明確なビジョンがあれば、必要な手続きや、未来の展望が見えてきます。会社の目的で、許認可が必要な資格を生かしたい場合は、定款に資格の明記も必要です。たとえば、以下のような目的があります。

旅行業：旅行業法に基づく旅行業者代理業

リサイクルショップ：古物営業法に基づく古物商

会社で何をするか考える段階で、定款への記載事項を含めて検討するとよいでしょう。

会社設立の手続きを自分で行うか？

会社設立には、複雑かつ多くの手続きがあります。どの手続きも、間違えると戻って修正する必要があるため、自分で行うのは手間に感じる人も多いでしょう。そこで、会社設立には専門家へ依頼する選択肢があります。それぞれのメリットとデメリットは以下の通りです。

	メリット	デメリット
自分で手続き	<ul style="list-style-type: none"> 費用を抑えられる 法律や税金の知識が増える 	<ul style="list-style-type: none"> 手続きに時間がかかる 間違いや手続き不足の恐れがあがる 作業中は事業に専念しにくい
専門家が手続き	<ul style="list-style-type: none"> 短時間に手続きが終わる 正確に手続きができる 節税や事業運営のアドバイスが得られる 	<ul style="list-style-type: none"> 自分に合う専門家選びが必要 費用が発生する 専門家により作業可能範囲がある

サン共同は、登記・設立後の届出など会社設立に必要な手続きを代行いたします。

初回は無料で相談できるので、気になる方はぜひ[お問い合わせ](#)ください。

会社の種類をどうするか？

会社設立前には、会社の種類を決める必要があります。また、会社とは別のものですが、個人事業主という選択肢があります。それぞれの特徴は以下の通りです。

		特徴	メリット・デメリット
株式会社		<ul style="list-style-type: none"> 有限責任 1名から設立可能 出資者と経営者が異なる 設立費用は約25万円 	<ul style="list-style-type: none"> 信用度が高く融資を受けやすい 上場できる 会社運営に制限事項が多い
持分会社	合同会社	<ul style="list-style-type: none"> 有限責任 1名から設立可能 出資者＝経営者 設立費用は約10万円 	<ul style="list-style-type: none"> 経営の自由度が高い 設立費用が安い 上場できない
個人事業主		<ul style="list-style-type: none"> 無限責任 1名から登録可能 経営権を持つ 設立費用は0円 	<ul style="list-style-type: none"> 税務申告が簡素で済む 信用度が低く融資を受けにくい 事務手続きが法人より少ない

会社や個人事業主の特徴と自社のビジョンを照らしあわせて、会社の種類を決めましょう。

資金調達を行うか？

会社を設立するときは、資金が必要です。そこで、会社設立の前に、資金を調達するか否かと、調達方法を検討しておく必要があります。会社を設立するときに、資金を調達する方法は、大きく分けて3種類です。

<p style="text-align: center;">デット・ファイナンス (借入)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 金融機関からの融資 • 商工会などからの融資 • ビジネスローンで借入 • 社債の発行 • 個人ローンで借入
<p style="text-align: center;">エクイティ・ファイナンス (出資)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 自己資金を出資 • ベンチャーキャピタル • 個人投資家からの出資 • 公募増資 • 社員持株会 • 他企業からの出資を受け入れ • クラウドファンディング
<p style="text-align: center;">助成金・補助金</p>	<ul style="list-style-type: none"> • ものづくり補助金 • IT導入補助金 • 小規模事業者持続化補助金

デット・ファイナンスは、資金を返済する必要がある借入です。借入期間に応じた利息を払わなければなりません。

エクイティ・ファイナンスは、資金を返済する必要がない出資です。返済はないものの、配当金や優待を提供する場合があります。

助成金や補助金は、種類と主催者により要件が異なるため、事前の確認が必要です。

費用に関する会社設立の6つのメリット

会社設立に伴い、費用に関するメリットが6つあります。

1. 所得が大きいほど法人税の節税効果が高い
2. 給与所得控除を利用できる
3. 経費の幅が広い
4. 10年間の欠損金の繰越が可能
5. 消費税の免税期間を長く利用できる
6. 家族に給与を支払える

法人税により優遇される点を活用すれば、大きな費用メリットが期待できます。

所得が大きくなるほど法人税の節税効果が高まる

会社を設立すると、会社の所得に応じて法人税を支払います。一方、個人事業主の所得に対して支払う税金は、所得税です。法人税と所得税は、税率が違います。法人税の税率は、以下の通りです。

区分			税率
資本金1億円以下の法人など	年800万円以下の部分	下記以外の法人	15%
		適用除外事業者	19%
	年800万円以下の部分		23.20%
上記以外の普通法人			23.20%

参考：No.5759 法人税の税率 | 国税庁

所得税の税率は以下の通りです。

課税される所得金額	税率	控除額
1,000円 ～ 194万9,000円	5%	0円
195万円 ～ 329万9,000円	10%	97,500円
330万円 ～ 694万9,000円	20%	427,500円
695万円 ～ 899万9,000円	23%	636,000円
900万円 ～ 1,799万9,000円	33%	1,536,000円
1,800万円 ～ 3,999万9,000円	40%	2,796,000円
4,000万円 ～	45%	4,796,000円

法人の所得に対する税率は、最大25～35%なため、所得が多ければ多いほど節税効果が大きくなります。

参考：[No.2260 所得税の税率](#) | 国税庁

給与所得控除を利用できる

個人事業主の場合は、給与という概念がないため、事業主の取り分は計上できません。会社を設立すれば、役員報酬として給与を受け取る立場になるため、給与所得控除が受けられます。法人の経費として計上できるうえに、給与所得控除が受けられる点が費用メリットです。

ただし、役員報酬の金額には注意が必要です。役員報酬を増やすと、会社の所得は減るものの、個人が支払うべき所得税の金額が増えます。住民税や社会保険料についても同様です。役員報酬の適正金額は、利益の金額により変わります。

税金や社会保険料など、法人が支払う費用と個人が支払う費用のバランスを考慮しながら役員報酬の金額を決定すれば、高い節税効果が期待できるでしょう。

経費の幅が広がる

法人と個人事業主は、所得の計算方法が異なります。個人事業主が住居や光熱費など、公私で共用するものを経費に算入したい場合は、業務に利用する範囲の割合を算出する家事按分が必要です。

家事按分のためには、業務利用の割合を算出した根拠となる資料を準備するものの、線引きが煩雑です。そのため、個人事業主より法人のほうが、多く経費に算入できます。個人事業主では計上できず、法人が計上できる費用の例は、以下の通りです。

- 出張手当を報酬に計上する場合
- 住居を社宅として利用できる
- 車両を経費として算入し、減価償却ができる
- 会社を受取人とした生命保険料
- 適正な金額を家族への給与として支払う場合

家事按分が不要で、経費に算入できる範囲が広い点も法人化するメリットです。

10年間の欠損金の繰越が可能

会社を設立して以降に欠損金が出た場合、一定の要件を満たせば欠損金の繰り越しが可能です。繰り越した欠損金はその後の事業年度で発生した利益と相殺することができます。適用要件は以下の通りです。

- 欠損金額が生じた事業年度において青色申告書である確定申告書を提出している
- 欠損金額利用の事業年度まで毎年、連続して確定申告書を提出している

会社を設立すると、個人事業主に比べて、長期間に渡り欠損金を繰り越せます。会社と個人事業主の欠損金を繰り越せる期間は以下の通りです。

青色申告		白色申告
法人	個人事業主	
10年	3年	繰り越し不可

会社の設立初期においては、投資に対して売上が追い付かず、赤字となることも多いので、赤字を翌期以降に欠損金として繰り越すために適正な手続きが重要となります。

消費税の免税を長く活用できる

会社設立後、最初の2年間は消費税が免税される場合があります。免税期間は、個人事業主も同様です。ただし、一定の要件を満たした場合に限り、免税されます。

一定の要件とは、課税期間の基準期間における資本金または出資金が1,000万円未満であることに加えて、以下のいずれかを満たした場合です。

- 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であること
- 特定期間の課税売上高又は給与支払額が1,000万円以下であること

基準期間：2期前の事業年度

特定期間：前事業年度開始の日から6か月の期間

消費税の免税要件は、法人と個人事業主それぞれに適用可能です。始めに個人事業主として2年間免税を受けてから会社設立をすれば、最長4年間の節税ができます。なお、インボイス登録を行う場合には、即座に課税事業者になりますので、免税期間は生じません。

家族に給与を支払うことができる

会社設立をすれば、家族への給与支払いが可能です。個人事業主の場合は「青色事業専従者給与に関する届出書」を税務署へ提出した場合にのみ、給与が支給できます。

家族へ給与を支払う場合の注意点は、3点です。

- 勤務実態があるか
- 労働に見合った金額か
- 高額の場合、扶養控除から抜けなければいけない

当然ながら、勤務実態がない家族へ給与を支払ってはいけません。オフィスへ入社する必要はないものの、勤務実態の証明が必要です。支払う給与の金額についても、検討しなければなりません。

たとえば、伝票整理を週3日していたとします。極端な例としては、親族に毎月1,000万円の給与を支払った場合は、明らかに不適切なため、税務調査で指摘を受けるでしょう。

また、支給額が130万円を超えると、社会保険料の扶養控除を抜けなければいけません。社会保険料や所得税の負担を鑑みたくて、節税効果が大きくなるような支給額の検討をおすすめします。

■ 会社設立と費用のことでお悩みならサン共同税理士法人へ

会社設立までには、考えるべきことや書類の作成など、いくつもの工程を経る必要があります。費用をかけ、多くの考えを巡らせてまで、会社設立のメリットがあるのか判断に迷うのではないのでしょうか。会社設立を決めても、資本金の金額や役員報酬の決め方など、悩みがつきません。

そこで、会社設立に迷う場合は、サン共同税理士法人へご相談ください。弊社は、会社設立に関わる融資や助成金に関する手続きもワンストップでサポートしています。現在の状況から、会社設立のメリット・デメリットに加え、正しい節税知識のご案内が可能です。

来月号では、引き続き「会社設立の費用面でのメリットとは？ 後編」をお送りいたします。



小林 信仁

日本政策金融公庫 経営者保証免除特例制度とは

「企業活力強化資金制度」とは、日本政策金融公庫が提供する融資制度であり、特定の事業を営む事業者又は一定の取組みを行う事業者が特定の目的をもって融資を受ける際に**金利が優遇される**制度です。通常の融資制度より**低い利率で資金調達**ができる点、**長期間の借入期間を設けることで毎月の返済負担を抑える**ことが可能である点が特徴です。本制度の融資金の使いみちは限定されているので、企業の新たな取組み内容と制度の資金使途が合致するかどうか事前にご確認のうえご検討ください。

		利率（※1）
ご利用いただける方 ※①～⑥のいずれかに該当する事業者	① 次いずれかの業種の事業を営む方 (1)卸売業 (2)小売業 (3)飲食サービス業 (4)サービス業 (5)不動産賃貸業（※諸条件あり）	1.6～3.6%
	② 取引先に対する支払条件の改善に取り組む方	2.2%～3.6%
	③ 卸売、小売、飲食サービス、サービス業または道路旅客運送業を営む方であって、キャッシュレス決済の導入により生産性の向上を図る方	2.2～3.3%
	④ 親事業者の生産拠点の閉鎖・縮小、発注内容の見直しまたは脱炭素化の取組みの要請に伴い、自らの取引環境の改善に取り組む方	2.2%～3.6%
	⑤ 「パートナーシップ構築宣言」を公表している方（※2）	2.5～3.6%
	⑥ 輸送、保管、荷さばき、流通加工その他の物資の流通に係る業務を行う方	1.6～3.6%
資金の使いみち	上記①に該当する方 合理化等を図るための設備の取得、セルフサービス店の取得、ショッピングセンターへの入居、新分野への進出、販売促進、人材確保	
	上記②に該当する方 必要とする設備資金および運転資金	
	上記③に該当する方 キャッシュレス決済に対応するために必要とする運転資金	
	上記④に該当する方 必要とする設備資金および運転資金	
	上記⑤に該当する方 「パートナーシップ構築宣言」に記載された方針に基づく取組みを実施するために必要とする設備資金および運転資金	
	上記⑥に該当する方 流通業務の効率化、合理化または共同化を図るために必要とする設備資金および運転資金	

融資限度額	設備資金20年以内、運転資金7年以内
担保・保証人	要相談

(※1) 2025年1月6日時点での利率であり、2期以上申告が完了している事業者に適用される利率を記載しています。

(※2) 「[パートナーシップ構築宣言](#)」ポータルサイトにおいて、登録・公表している方をいいます。

日本政策金融公庫 変更情報

	前月時点	2025年1月6日時点
一般貸付の基準金利	2.50～3.60%	変更無し
創業融資の基準金利	2.60～3.70%	変更無し

育児・介護休業法 改正

2024年5月に育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法が改正されました。

■ 改正の趣旨

男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、育児休業の取得状況の公表義務の対象拡大や次世代育成支援対策の推進・強化、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置を講ずる。

■ 改正の概要

- 1 子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充
- 2 育児休業の取得状況の公表義務の拡大や次世代育成支援対策の推進・強化
- 3 介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等

育児・介護休業法 改正ポイントのご案内

なお上記は2025年4月1日と10月1日の2回に分けて、改正育児・介護休業法が施行されます。以下4月から施行される内容をピックアップいたします。

1. 2025年4月1日から段階的に施行される内容

(1) 子の看護休暇の見直し

改正内容	施行前	施行後
対象となる子の範囲の拡大	小学校就学の始期に達するまで	小学校3年生修了まで
取得事由の拡大 (3及び4を追加)	1. 病気・けが 2. 予防接種・健康診断	1. 病気・けが 2. 予防接種・健康診断 3. 感染症に伴う学級閉鎖等 4. 入園(入学)式、卒園式

(2) 所定外労働の制限(残業免除)の対象拡大

改正内容	施行前	施行後
請求可能となる労働者の範囲の拡大	3歳未満の子を養育する労働者	小学校就学前の子を養育する労働者

(3) 育児休業取得状況の公表義務適用拡大

改正内容	施行前	施行後
公表義務の対象となる企業の拡大	従業員数1,000人超の企業	従業員数 300人超 の企業

※公表内容は、男性の「育児休業等の取得率」または「育児休業等と育児目的休暇の取得率」です。

(4) 介護離職防止のための雇用環境整備

介護休業や介護両立支援制度等の申出が円滑に行われるようにするため、事業主は以下 1~4 のいずれかの措置を講じなければなりません。

1. 介護休業・介護両立支援制度等に関する**研修の実施**
2. 介護休業・介護両立支援制度等に関する相談体制の整備（**相談窓口設置**）
3. 自社の労働者の介護休業取得・介護両立支援制度等の利用の**事例の収集・提供**
4. 自社の労働者へ介護休業・介護両立支援制度等の**利用促進に関する方針の周知**

(5) 介護離職防止のための個別の周知・意向確認等**① 介護に直面した旨の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認**

介護に直面した旨の申出をした労働者に対して、事業主は介護休業制度等に関する以下の事項の周知と介護休業の取得・介護両立支援制度等の利用の意向の確認を、個別に行わなければなりません。

② 介護に直面する前の早い段階(40歳等)での情報提供

労働者が介護に直面する前の早い段階で、介護休業や介護両立支援制度等の理解と関心を深めるため、事業主は介護休業制度等に関する以下の事項について情報提供しなければなりません。

1. 介護休業に関する制度、介護両立支援制度等（**制度の内容**）
2. 介護休業・介護両立支援制度等の**申出先**（例:人事部など）
3. **介護休業給付金**に関すること

(6) 育児・介護のためのテレワーク導入

3歳未満の子を養育する労働者、要介護状態の対象家族を介護する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが、事業主に努力義務化されます。

2. 育児休業の動向

(1) 男性の育休取得率30.1%

厚生労働省は「令和5年度雇用均等基本調査」結果を公表しております。その結果によると、2023年度の民間企業の**男性の育休取得率は30.1%**と3割台に達し、前年と比べた上昇幅も**過去最高**となりました。

(2) 事業所規模別の男性育休取得率

従業員500人以上が34.2%と最も高いが、100～199人が31.1%、30～99人31.4%、5～29人26.2%となっています。事業所規模に関係なく**すべてで上昇**しており、取得率がもともと低かった規模が小さい事業所の上昇幅が大きくなっております。

(3) 取得率向上の背景

1つは、2022年10月1日に施行された改正育児・介護休業法において男性の育休取得率向上を促すために、出生後8週間以内に最大4週間の利用が可能な「産後パパ育休」制度を創設したことがあげられます。

2つ目として、男性育休取得率の開示義務です。2023年4月から従業員1,000人以上の企業の開示が義務化され、2024年4月から300人以上、2025年4月からは100人以上（100人未満は努力義務）となるなど順次、対象が拡大していることです。

3つ目は、政府が民間企業勤務の男性の育休取得率を2025年度に50%、2050年度に85%という目標を掲げていることです。

これらの要因により企業の積極的取組みを促していると思われます。

3. 最後に

2025年4月に施行される内容は、就業規則（育児・介護休業規程等）や労使協定の修正が必要なものと、会社として運用方法を決めておくべきものがあります。

これらの改正につきご不明な点等ございましたら、弊法人にご連絡いただければ幸いです。

メディア実績

ラジオ出演



ラジオ日本
トラック王国の「Boo!Boo!Boo!」に
近藤が出演
(2025年1月)

YouTube

■コラボレーション動画



フリー株式会社代表
佐々木大輔社長
(2024年1月)

動画を再生▶



株式会社識学
安藤広大社長
(2024年4月)

動画を再生▶



■ゲスト出演動画
ビジネスおたくチャンネル
ゲスト出演(2023年12月)

動画を再生▶

新刊書



会計事務所のDXの進め方

2024年10月10日(木)発売

事前準備からロードマップ、業務別のデジタル化まで、税理士事務所・会計事務所のDXの実践的進め方を解説!「現状分析シート」や「業務見直しステップ」等、あると便利な付録つき!!

ご購入はこちら▶

セミナー



フリー株式会社主催節税対策セミナーに
経営者のアドバイザーとして
近藤が登場
(2024年6月)



フリー株式会社主催税務調査セミナーに
経営者のアドバイザーとして
近藤が登場
(2024年7月)



フリー株式会社とエンジョイント税理士
法人との共催セミナーに
代表税理士 朝倉とCTO・
税理士 宮川 大介が登場
(2024年7月)

取材など



FIVE STAR MAGAZINE
(2024年1月)



税界タイムズ
(2024年2月)



BIZUP
(2024年2月)

書籍



2023年12月発行

ご購入はこちら▶



D3 BAR LOUNGE



D3 六本木 BAR LOUNGE
〒106-0032
東京都港区六本木4丁目9-5 ISO六本木ビル 3F
03-6868-4784



起業をお考えの方

お客様紹介特典！

税理士変更をご検討の方



Amazonギフト券
最大5万円分
プレゼント！

特典へのエントリーは、
弊社担当者にご相談ください。

[詳細を見る >](#)



YouTube

税理士BARラウンジ

起業成功支援

チャンネル

[チャンネルを見る ▶](#)



コンテンツガイドライン

当冊子のコンテンツは皆様への情報提供として細心の注意を払っておりますが、関連法令およびその他の有効な典拠に従い例示の事例について作成時点における一般的な解釈について述べたものであり、専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。

また、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。

当冊子のコンテンツ公開後、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。よって、貴殿（貴社）の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、適切な専門家にご相談ください。サン共同税理士法人グループは当冊子のコンテンツに依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

また、当社は事前に通知することなく当冊子に掲載した情報の訂正、修正、追加、中断、削除等をいつでも行うことができるものとします。

サン共同税理士法人グループ コンテンツに関する問合せ窓口

メールアドレス：support@san-kyodo.jp



2025-

1

月号

vol.32

SANKYODO
CONSULTING

ホームページ <https://san-kyodo-tax.jp/>



代表朝倉のつぶやき  @asakuraayumu

twitterやっています!質問箱も受け付けているので税務や経営のことなど知識を深めたい方は、ぜひフォローしてください!

拠点一覧

青山オフィス

〒107-0062

東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル東館15F

北千住オフィス

〒120-0034

東京都足立区千住1-4-1 東京芸術センター10F

八王子オフィス

〒192-0081

東京都八王子市横山町9-11 小泉ビル4F

横浜オフィス

〒220-0012

神奈川県横浜市西区みなとみらい3-6-1 みなとみらいセンタービル19F

大阪オフィス

〒530-0001

大阪府大阪市北区梅田1-13-1 大阪梅田ツインタワーズ・サウス15F

沖縄オフィス

〒901-2227

沖縄県宜野湾市宇地泊1-7-20 レキオススクエア2-D